

## 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

### 招 集

令和3年8月26日（木）午前10時 議場

### 出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）今 城 雅 子  
安 達 卓 是 岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 門 脇 一 男  
土 光 均 又 野 史 朗

### 欠席委員（0名）

### 議長及び副議長

岩崎議長 前原副議長

### 説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【総務部】辻部長

[秘書広報課] 角課長

[財政課] 長谷川次長兼課長 大塚課長補佐兼総括主計員 安田主任

### 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐

### 傍聴者

石橋議員 岡村議員 戸田議員 三嶋議員 森谷議員

報道関係者0人 一般0人

### 協議事件

- 1 9月定例会の提出議案について
- 2 9月定例会の日程について
- 3 9月定例会における各個質問人数の割り振り（案）について
- 4 予算決算委員会における決算審査方法について
- 5 次回議会運営委員会の開催について
- 6 米子市議会基本条例の検証について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○稲田委員長 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

協議事件1、9月定例会の提出議案について説明を求めます。

辻総務部長。

○辻総務部長 市議会9月定例会の提出議案につきましては、条例が6件、単行議案が4件、専決処分が1件、補正予算が3件に、決算認定が6件、報告が7件の計27件を上程する予定としております。このうち議案第76号から第79号までの4議案につきましては、先議をお願いしたいと存じます。

なお、議案の概要につきましては、午後には開催されます全員協議会におきまして御説明

いたしますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

**○稲田委員長** 続きまして、協議事件2、9月定例会の日程について説明を求めます。  
松下局長。

**○松下事務局長** 9月定例会の日程についてでございますが、資料5も併せて御覧いただけますでしょうか。

まず、各個質問の通告についてでございますが、明日、27日午前9時受付開始で、31日火曜日の正午が受付期限となっております。

また、意見書案の提出期限と先議の議案に対する質疑、報告に対する質疑の通告期限も31日火曜日の正午となっております。

次に、先議案件の討論の通告につきましては、9月1日水曜日の正午まで、また先議案件の予算総括質問の通告につきましては8月31日火曜日正午まででございますので、御確認をお願いいたします。以上でございます。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。委員の皆様、確認をお願いいたします。

続きまして、協議事件3、9月定例会における各個質問人数の割り振り（案）について説明を求めます。

松下局長。

**○松下事務局長** 各個質問人数の割り振りの案でございますが、4日間でございます。9月6日、7日、9日はいずれも6人ずつの割り振りで、あとは全て10日への割り振りの予定でございますので、御確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。委員の皆様、確認をお願いいたします。

続きまして、協議事件4、予算決算委員会における決算審査方法について説明を求めます。

瀬尻局長補佐。

**○瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** それでは、予算決算委員会における決算審査方法について御説明させていただきます。

お手元の資料6を御覧ください。1枚目、表が審査方法、その裏面が審査日程、2枚目の表面、裏面にそれぞれ分科会発言通告書と指摘事項（案）委員提出表をつけておりますので御確認をお願いいたします。

審査方法につきましては、昨年と同様でございます。この資料6の1枚目の表面、審査方法についてということで、中心に、変更になった点と主な確認部分について御説明させていただきます。

まず、左側の審査の流れの③予算決算委員会全体会のところでございます。総括質問の通告期限につきましては、9月9日正午までとしております。総括質問の順番につきましては予算審査と同様でございますが、3人以上の会派が全て終わった後に2人以下の会派、その後に会派に属さない委員という流れになります。ですので、信風さんから始まりまして、以下、記載の順番のとおりでございますが、最後は会派に属さない委員さんで通告順ということになります。質問事項は例年どおりでございます。なお、予算決算の両方に総括質問がある場合は、最初に予算についての総括質問をしていただきまして、予算の全てが終わりましたから、決算についての総括質問をしていただきたいと思います。それから、

全体会におきましては市長の御出席をお願いするということでございます。また、14日の全体会はインターネット中継を行います。

次に、④の分科会での詳細審査につきましては、この資料6の1枚めくっていただきまして2枚目の表面につけております分科会発言通告書を使用して行っていただきます。こちらの通告期限につきましては、総括質問と同じでございます、9月9日正午までとしております。また、2枚目の裏面には決算審査指摘事項（案）委員提出表をつけております。こちらにつきましては、それぞれの分科会で提出期限が記載のとおり異なります。決算審査の分科会の2日後が提出期限になりまして、総務政策が9月17日、民生教育が21日、都市経済が22日で、いずれも17時までとしておりますので、よろしく願いいたします。

この分科会発言通告書と決算審査指摘事項（案）委員提出表につきましては、議員の皆様は本日、メール、ファクスでお送りさせていただきます。

あと、各分科会におきましては、市長の出席はございませんが、庁内待機ということで申合せをしておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。

委員の皆様、確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、協議事件5、次回議会運営委員会の開催について、こちらは記載のとおりでございますが、9月2日木曜日午前9時20分から行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ここまでのところで執行部の皆様には退席をお願いしたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、執行部の皆様、退席ください。しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

**○稲田委員長** では、続きまして、協議事件6、米子市議会基本条例の検証についてに入りたいと思います。

まず初めに、前回の終了時点で私のほうから持ち帰りをお願いした案件がございました。その後、諸般を勘案いたしまして、本日は第5条第4項から、要は前回の終わったところの次から評価を始め、持ち帰りとさせていただいたものは、一応今後の予定としては第16条第2項、要は一番最後まで行って、要は1度目の評価を行って、全ての評価を行って、また頭に戻りまして、そこから持ち帰っていただいたものを最終的に決定していこうと思いますので、当面はこの最終の条文のところまで1回目の検証を行いますので、そのように御理解、御協力を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

そういたしますと、本日は、先ほど申し上げましたが、第5条第4項から始めたいと思います。

方法については前回と同じでございますので、この評価表、時には整理表も含めますけれども、コメントをいただいている会派、委員の皆様から一度伺って、もしなければ、記載のとおりであれば、そのコメントは省略させていただき、その後、今度は他の委員が発言されたことについて質問があれば質問していただき、最終的にはA、B、C、または評

働外、対象外を決めていただくと。もしなかなか決まらないようであれば持ち帰り案件とさせていただきます、前回と同じ流れでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第5条第4項から始めさせていただきます。

まず、蒼生会のほうから何かあればお願いいたします。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 蒼生会、奥岩です。記載のとおりなんです、1点補足させていただきたいと思えます。

下段のほう、米子市民でない方から提出された陳情の審査方法を審議する必要があると記載しておりますが、先日の前文のときにも少しお話をしましたが、市民の定義についての確認を、ここなのか前文なのか、どこかでしていただけたらなと考えております。以上です。

**○稲田委員長** よなご・未来、ございますでしょうか。

整理表が、すみません、すぐ出てこないものですから。

**○土光委員** 特にありません。

**○稲田委員長** なし。

**○土光委員** はい。

**○稲田委員長** 次、今城委員、お願いします。

**○今城委員** 記載のとおりではあるんですけども、少し説明というか、述べたいと思えますが、陳情の提出期限というところについての、陳情・請願ですね、追加資料の添付ということで、実際私は委員長をしていたときに、ちょっとした課題というか、が見つかったなというふうに感じていました。会派の中でも話をしましたが、資料の提出が、これまでもですが、提出期限を超えてもどんどん提出されているという事実、またこの提出期限を超えた資料の提出というものについて、これまであまり議論されてきていなかったということと、実際、委員会の開会、40分前くらいに御本人、提出者である方の提出かどうか分からないという、意思が確認できないと思われるような資料を提出したいというお話があったりしたという事実があったということ踏まえて、やはり提出期限というものをきちっと設けている限りは、その提出期限に出されたもので全て議論をするべきで、もし追加資料がなければ審議ができないということでしたら、一度取り下げて、次に提出をされるということが一番望ましいのではないかなと。その裁量とか考え方についてのことが各委員長にそれぞれのときに全部委ねられて、その時々には扱いが違うんだということは、やはりあんまり望ましいことではないなということを実感しましたので、この点について、評価としてはAですが、この辺の辺りということとはもう一度確認なり議論なりをしなければならぬなという意味で記載をさせていただいたところ。以上です。

**○稲田委員長** 続きまして、安達委員。

**○安達委員** 特段補足はありません。

**○稲田委員長** 次、又野委員。

**○又野委員** 市外からの方も提出、あっても受け付けるようにしているということで、様々な社会の問題ですとか課題とかも受け止めることができる機会を確保しているというのは本当に素晴らしい今の状況だと思います。ただ、本当に米子市とか米子市民に関係ないものだったりした場合というのは、やはり賛同議員がつくかどうかで、ちゃんとフィル

ターにかけられてはいると思いますので、今の状態でとてもいい制度ができていると思っております。以上です。

○**稲田委員長** 続きまして、岡田委員。

○**岡田委員** 記述のとおりです。

○**稲田委員長** では、委員の皆様からの意見はいただきました。

あとは、委員間で、要はほかの委員の方にこれを聞いてみたい等はございますでしょうか。

土光委員。

○**土光委員** まず、蒼生会で書いてる意味を確認したいのですが、ここで陳情について、市内、市外問わない形で扱われている。これの意味してることは、陳情の提出者、市外の方も今認めてるというか、そういったことを言ってるのですか。

○**稲田委員長** 門脇委員。

○**門脇委員** そのとおりです。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** まず、前提として、この条文、第5条第4項、この条文、これは、陳情の提出者、市内に限定するということ、そういった、この条文はそういった意味、そういったことを示しているんですか、それとも市内、市外問わないということ、この条文はそういう解釈なんですか、どちらですか。これは議会事務局に確認したいです。

○**稲田委員長** 前文ですね、前文のところも踏まえてと奥岩委員からもございましたので、現時点で見解を述べていただいてもいいですか。

松下局長。

○**松下事務局長** 先ほどの御質問で、市民という定義ですけれども、この条例の中で定義はございませんので、はっきりと含む含まないというのは、ここでは定義はありませんが、地方自治法の第10条第1項で住民の規定というのがあります。それで、この住民の規定というのは、当該市町村に住所を有する者、これを住民とするというふうにありますので、上位法といいますか、地方自治法の中では米子市に住所がある住民のことを言っているというふうに解釈ができると思います。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、市民の定義聞いているのではなくて、この5条の4項ね、請願及び陳情に関して、これは提出者、市内に限定するとか限定しないとか、そういった、それはどういう解釈にこの条文は今まで、どういう解釈かというのを確認したいんです。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** 繰り返しになりますけれども、市民ということで、もしも定義をするのであれば、条例の中で定義があったと思うんですけれども、条例の中で市民の定義がありませんので、上位法の地方自治法から見ると、先ほど説明したとおりでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 陳情を市外の住民というか、市外の人を出せるかどうか、これは今までも何回かいろんなところで議論になったことです。これは、この条文の解釈は、陳情・請願の提出者、市内には限定していないというのがこの条文の解釈です。それは、ですというのは、これまで、以前、議会事務局に見解、この条文の解釈を確認したときに、市内には限

定していないというのが条文の解釈だったはずですよ。そうじゃないんですか。

**○稲田委員長** 松下局長。

**○松下事務局長** すみません、そこまでのちょっと経緯というのは私は承知しておりませんが、定義、いろいろ条例の中で、例えば市民というのを定義している例もあるんじゃないかと思うんですけども、本市の議会の基本条例の中では市民という定義がありませんので、それが入っている入っていないということは、定義がありませんので、私からこれが入っている入っていないということは申し上げられません。したがって、先ほど説明したとおりで、地方自治法でそういった住民の規定がありますので、先ほど説明したように、市町村の区域内に住所を有する者、当該市町村の住民とするというふうになっておりますので、先ほどお答えしたとおりでございます。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** いや、これは市民の定義が問題になってるのではなくて、例えばこの条文、「議会は、請願及び陳情を市民からの政策についての提案として受け止め」という、この部分ですね、別にこれは、請願・陳情を市内の人だけが出せるのか、市外も出せるのか、何にも書いてないです。つまり市内に限定してる条文ではないというのがこれまでの解釈だし、私はこれまで、議会事務局に確認したときにそういう解釈だということで、これは私ははっきりしていると思ってます。

微妙なのは、微妙というか、「陳情・請願を市民からの政策についての提案として受け止め」、この部分だと思いますけど、これは、条文の意味は、陳情・請願は市外からも出せるというのが前提で、たとえ市外、市民以外から出された陳情としても、それは市民からの政策についての提案として受け止める、つまり扱いを差別しない、そういったことを述べている、これがこれまでのこの条文の解釈でした。そうじゃないんですか。

**○稲田委員長** 私が途中で言うのもよくないかもしれませんが、現状、提出された陳情は全て受け付けられてますよね。一応確認です。

松下局長。

**○松下事務局長** 現状では、先ほど又野委員からも発言がございましたけれども、要件が整っている分は議会事務局で受付をして、それで各議員さんに配付をして、それで賛同議員があれば議案としてかけるという流れになっております。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** いや、当然です。そういう条文の解釈だからそういう運用をされている。例えば意見陳述で、市外の人だから意見陳述を認めない、そういう差別的な扱いはしない、それが市民からの政策についての提案として受け止めるという、だからそうされているんです。

今ここは、この条文の評価、評価だよ、評価してるんですよ。だからそういう条文なんです。解釈もそれでこれまで確定しているんですよ。だから、その条文に基づいてどういうふうに私たちはこれまでやっているか、それは評価なので、市外から出されていないから、それは大体条文そのものが市外から出すことを制限している、そういう条文ではないので、この条文に基づいて、私たちはどういうふうに、やったことを評価するときに、市外から受け付けてない、これは当たり前なことなので、評価としては、これは的外れです。もし本当にこの条文の、この条文はとにかく市外から出すことは制限していないんです。

それ自身がいろんな意味で適切でないと思うんだったら、それは条例の改正をしないといけないんです。今は条例、この条例に基づいて評価をしてるので、だから市外から受けてないとか、そんなことは評価としては的外れだと私は思うんです。違いますか。

○**稲田委員長** 今城委員。

○**今城委員** 一つ整理をさせていただきたいとは思っているんですけども、今、土光委員さんがるるおっしゃっているんですけども、今、私たちがやっているのは、条文が適正なのかどうかということを審査しているわけではなくて、条文に基づいて議会が行動してきたですかねっていうことを審査、審議しているわけです。今の条文についての解釈がどうかということは今審議しているわけではなくて、今あるし、条例に基づいて我々は議会として行動してきたのですかということの審議だということであるので、皆、会派的には評価はAであるという、もちろん一院クラブさんはBという評価をした上で、今後の課題であったりとか、各会派からの考え方として、この市民という定義をもう少しきちんとしないといけないんじゃないですかという、それは蒼生会さんも、うちからも、そこは定義として出していますが、その定義の在り方についてここで審議をすることではなく、今ある条文に基づいて我々が行動したのかどうなのかが評価であるというふうに思っていますから、当然その評価について、一院クラブさんのほうも考えなければならぬのではないかという問題提起もしていただいた上でのB評価という話になっているというところを踏まえて、評価をきちんとしていくという方向に今はすべきだと思いますので、その辺の辺り、皆さんのお考えもかと思いますが、整理させていただきたいと思います。以上です。

○**稲田委員長** まさにそれを私も今言おうと……。

○**今城委員** すみません。

○**稲田委員長** いえいえ、結構です。

まず、もう一度戻って、要は皆さんAをつけられていて、そのAをつけたことに対して各委員から特に疑問を呈するようなこともなかったですので、まずは評価としてはAということで皆さん、御理解というか、一致するということよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** あとは、評価も、実際の運用は、局長に確認するまでもなくですが、受付は行われ、賛同議員制度にのっとなって、毎回、議会運営委員会で取り上げる取り上げないはきちっと確認して、あとはもう説明、必要ありません。適正に行われているものだと私も思っております。

今、いろいろな意見が出た中では、恐らく将来に向かって、現在ある条文もそうですし、実際これまで出された3年間分も見てみながら、この条文の評価と、それから我々が米子市議会として、米子市議会議員としてどう扱っていくのかというのは、そこには課題があるのではないかということをしてはございませんが、各会派の中から意見が出されているんだと思っております。

今後の課題として受け止める部分は、評価内容のところに書くべき内容なのか、前回の例に倣って言わせていただければ付言事項ですね、今回議論した中で、とはいえこの部分は、例えばですよ、変えたほうがいい、土光委員からは条例改正という言葉もございました。そのようなことに値するのかどうかというのは、一度この案が出来上がった後ですか

ね、その時点でまた皆さんの意見を伺いながら取りまとめできればまとめたいと思いますが、そのような流れにさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** だから、条例どおりやられてるということで評価がA。それに関しては異議ありません。

あと、付言という言い方されたんだけど、何かコメントをということで、市内、市外、それは、コメントするのは、それはそれぞれの考え、意見があります。ただ、とにかくこの条文の解釈、意味は、陳情・請願は市内、市外は、市内に限定してない、そういった条文だという、これは確認なんです。この条文は、条文の解釈はそういうことだということでもいいですね。

**○稲田委員長** 今日、先ほど多分、土光委員の一番最初の質問で松下局長が答弁されていて、まず定義がなされていないと。それから、上位法である地方自治法には、ちょっと私、精緻な条文をここに持ってません、読み上げできませんが、また後でもう一回言ってもらえばいいんですけど、上位法で決められているものがありますので、その部分では定義づけされるため、要はその範囲を超えるというのは、現時点では解釈できないだろうと思います。もう一度ちょっと。

松下局長、お願いします。

**○松下事務局長** すみません、ちょっと読み上げということで申し訳ないですけど、読み上げさせていただきます。

地方自治法第10条第1項、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」と定義されております。それで、地方自治法の逐条解説というのがありまして、ここで言う住民には自然人、法人の双方を含み、国籍のいかんを問わない。住所とは、自然人については生活の本拠をその者の住所とし、法人については主たる事務所の所在地または本店の所在地をもって住所とすると解釈されているということが規定されております。以上です。

**○稲田委員長** ということで、現時点での市民というのは、今、局長が発言された内容であると私は思っております。

土光委員。

**○土光委員** 市民の定義が問題なのではなくて、例えば条文でも「市民からの政策についての提案として受け止め」、この市民が定義が何かといえ、それはそれで当然問題となると、問題になり得ますけど、私が言っているのは、陳情・請願って誰かが出すものですよね、議会に。その誰かというときに、市内の者に限定はしていない、そういう条文の解釈だということを、これまでそういうふうに解釈、議会事務局に確認したときもそういう解釈だというのは、私は確認しています。それから、例えばこれは、一昨年だと思いますけど、議員研修で議会基本条例の勉強会したことがあります。そのときのやり取りもそういうことは確認しています。それから過去、陳情を出せるのが市内、市外、いろいろ議論になったことがあります。委員会でも議論されたことがあります。委員会の、これは議事録見れば確認できると思いますが、委員会でもこの条例は市内に限定しとる、そういった文章ではない、誰が提出できるかということとは特に制限はしていない、それがこの条文の意味だと

いうことは、私は委員会のやり取りでもそういった、例えば多分、委員会の中でも議会事務局の見解ということで述べられたのではないかと思いますけど、もうそういう、誰が提出できるかというのを市内、市外、市内に限定するという、そういう条文の解釈ではない、そういう条文ではないということを確認しています。だからそれでいいんですねということです。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 市民の、これは定義ではなくて、どんな請願・陳情、どこから出された請願・陳情であっても市民から出されたものとして受け止めてっていう意味合いだと思いますので、市民からの請願・陳情とかじゃなくて、誰から出された請願・陳情であっても市民としての意見と受け止めてっていうことの解釈をされてるから、市内、市外問わずということなので、ここでは市民の定義で市内、市外が分かれるっていうことじゃないという解釈だったと思います。以上です。

**○稲田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 今、土光委員さん、それから又野委員さんおっしゃっている内容が、私の中では、やはりちょっと違うなっていうふうに感じる場所があります。という意味も含めて、この「市民からの政策」のこの「市民」という、うちの会派からも付言でつけてますけれども、要は市民という定義が曖昧であるということが今の現状ですよというのが、こういうふうに決めてきたとか、こういうふうに扱ってきたという部分というのは、扱いそのものとか、受け止めそのものとか、それから受け付けるか付けないかという部分に関しては、これまで全部受け付けてきているわけなので、そこについての考え方というのは、これまできちんとした形で、又野委員さんがおっしゃったみたいに、どこから来たとしても市民という定義として、定義というかな、考え方として受け付けてますよということをおっしゃっていただきましたよという現状は、現実はあるということをおっしゃって、しかしながら、この市民の定義があまりにも曖昧過ぎるんじゃないですかというのが会派の幾つかから出てきているということが、この付言の部分だと私は思っているんで、今この議論として、今の現状の条文をどう捉えるのかとか、どう規定するのかではなくて、規定はもう今こうなっているわけですよというところが規定なので、だから、それについてもう少し議論しなければならないんじゃないですかというのがここに、提案とか課題とかが出ているわけなので、今どうなんですかって事務局に、こういう規定でございますって、この場で決めることではないと思いますから、これについては、曖昧であるということが皆さん認識できていると思いますし、それぞれにおいて捉え方がちょっと違うよねっていうのも今の議論で私は感じているところなので、ここが曖昧だということが今後の課題になるんだということで、この扱いをどうするかというのは、この問題ではなく、この次の問題とか、また別の問題になると思いますから、ここにこだわられて進まないんだったら、ちょっと次に進んでいただきたいと思います。

**○稲田委員長** じゃあ、確認で申し上げます。まず、評価はAで、これは一致というところですよ。

それから、市民の定義、あるいは陳情審査をどのように、陳情審査ですよ、受付はした後の陳情審査も、陳情審査という言葉を出しておられる会派もいらっしゃいますので、その部分も、恐らくは含まれるのだと思います。今ちょっとここでそこを議論ではなくて、

今はあくまでも評価内容の決定でございますので、これはAで決定し、次に移ります。この条文で発した今日の議論につきましては、また将来に向かっての部分は後日、この評価の全部の工程が終わってからになるかと思いますが、時期を見て、私のほうでまたお願いさせていただきたいと思います。よろしいですね。

土光委員。

○**土光委員** この条文で、ほかの件であります。いいですか。

○**稲田委員長** はい。

○**土光委員** 請願・陳情の提出の期限のことで確認というか、はっきりしたいと思います。

一つは、当然陳情・請願、提出期限があります。それは厳密に運用されています。今まで実際の運用の形でいくと、陳情提出、つまり住民が、市外でも構いませんから陳情を出すという、具体的な書面を添えて出す。それは期限があります。ただし、その陳情について補足の資料とか、それから例えば意見陳述が可能になった場合の、そのための補足の資料とか、それを出す期限は、事実上、今はっきり期限は定められていないということで運用されていたと思うのですが、まずそれを確認します。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** 陳情の提出期限というのは、毎定例会ごとに期限を定めて議運のほうで確認していただいているというのが現状でございます。その中で、資料を含めるとか含まないということは、そこまでの議論といいますか、そこまでの整理ができていないというのが現状でございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、今までは事実上、陳情そのものの提出期限の後でも、実際、資料を出されると、それを印刷したり配付したり、そういったことが必要ですから、それが時間的にできる限りは、期限後でも議会事務局はそれを受けて全議員に配付していたと思います。そういう運用をされておりましたよね。確認です。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** 場合によっては委員長の確認を取った上で配付をするという形にしております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だからこれは、これはA評価で確定してるからそれはいいんですが、付言とかそういう感じで公明党議員団さんがちょっとコメントで触れられているので、この期限、資料提出の期限というのがちょっと曖昧な運用、今までは議会事務局が事務的に可能な限りは受けて配付した、そういう運用をされていたのですが、これをそうじゃなくて、委員長の考えで十分それができるにもかかわらず、委員長の考えで資料は受けないとか、そういう、ある意味で委員会にとって、委員会間で統一された扱いがされていなかったと思います。これは当然一定程度統一される、統一されて扱うべきだと私は思います。だから、ここは、別に今確定しなくてもいいと思うんですが、ある程度そういったルールは共通のルールを決めたほうがいいのではないかというふうに思います。

それからもう一つ。この資料に関して、陳情を提出するときに必要な資料、もう一つは意見陳述が実現したときに、意見陳述するときに資料を配付したほうが、より意見陳述しやすい、陳情の意図を説明しやすいということで、陳情者が意見陳述をするということに

なったから資料を配付するというのは、私は十分あり得ると思います。というのは、陳情を提出した時点で、陳情者は意見陳述ができるかどうか、まだ不確定です。そもそも賛同議員がつくかどうか分からない。それから意見陳述の日時は、これはやむを得ないことだと思いますけど、議会が委員会の日程等で、この日の何時からというので議会が決めて意見陳述者にお知らせをします。当然都合が悪くてできないことがあります。だから、意見陳述が確実にできるというのはかなり後になってからだと。だから当然、陳情者は、できるんだったらこういう資料を配付したい、使いたいというのはあり得ると思いますので、この資料を考えるときに、陳情そのものの資料と、意見陳述が実現した場合に配付する資料、これは分けて私は考えるべきだと思います。その辺がちょっと、この資料に関して私の意見です。

**○稲田委員長** 今城委員。

**○今城委員** すみません、こんなことで時間を使っているのは申し訳ない気持ちなんですけど、今、土光委員さんがおっしゃった趣旨は十分分かりましたが、意見陳述の御本人が、提出者ができるかどうか分からないからこそ、資料の全てをもって皆さんにきちんと審議していただけるものを期日までに出すのが当然だと思いますので、できるようになったから、その追加資料を作るんだっていうのは、むしろ逆の考え方だと思いますから、本来、意見陳述ができるかどうかは分かりませんし、だからこそ、この全て出した資料において、皆さんに公平、公正に審議をしていただきたいというものをそのときに出すのが当然の姿勢だと思いますから、そこについては考え方は逆だと思っています。これは私の意見です。以上です。

**○稲田委員長** そういたしますと、まず陳情・請願、提出されたとき、期限が、締切りが来て、締切り後に出される資料の扱い、それから参考人招致ということで意見陳述をされる際に資料を伴いたいという場合の資料の扱い、この2点につきましては、またこの評価表が終わったときに、この条文、また返ってきますので、そのときに議論したいと思いますので、御了承願います。よろしいですね。

土光委員。

**○土光委員** だから、それに関しては後ほど議論をすればいいと思います。

それからもう一つ、私は言いたいのは、先ほど今城委員が発言されたことで、過去の委員会で、今城さんが委員長のとときに陳情者の出す意思が確認できていない、そういった資料の要請があったので、それは認めなかったと言いましたが、これは明らかに事実誤認です。陳情者自身は、直接この資料を意見陳述で使いたいというのは議会事務局にはっきり本人が言っていたはずですよ。それは指摘をしておきます。

**○稲田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 基本的に認識の違いですので、言った言わないとか、あったなかったという話になってしまいますからあんまり申し上げるべきではないとは思いますが、委員長として私が議会事務局、議会に到着しました段階では、御本人の確認はできていません。その時点で提出したいとおっしゃったのは土光議員さんでした。賛同者がこの提出はできませんよということを言われた上で、だから、このものは扱うことができませんということと言われた上で、じゃあ提出者の確認が取ればいいんですかっていうふうに言われていたと、それは私が聞いたわけじゃありません。議会事務局のほうでその確認ができれば

いいんですかというふうにおっしゃって、間違いなくその人の確認が取れるということでしたら分かりますが、その上で委員長の判断をというふうにおっしゃって、委員長が来た段階では、私はまだ御本人の確認が取れてなくて、その場で、もしくはそのときに土光議員さんが御自分の電話で御本人に連絡を取られて、御本人、来ておられませんでしたからね、その時点では。で、提出されるという意味でいいですかという確認をされたというのが事実関係ですので、言った言わない、どの時点なのか、何分なのかということは今ここで話をしたり議論するべきことではないと思いますので、事実誤認だ云々という話ではなく、実際の審議をするという部分において、議場に、もしくは委員会室に様々なものを持ち込むという、議場の場合は議長に事前に許可を得て様々な書類や資料、我々議員もそれをするということになっていますし、委員会でも同じような扱いであるということを見ると、委員会で配付すべき資料などを提出する場合は、委員長の許可を得て提出するのだということが基本だと考えていましたので、その時点で確認が、私が到着した時点で確認ができていないという、また時間的な、これから配付しなければならない準備を昼休憩中に事務局にさせなければならないという、その状況を考えたときには、それはできませんというふうにお断りをした。それがなければ絶対できないというわけではないですねっということをお願いしながら、それは押し問答になってしまいますから、ここでどうこう言うのはおかしいと思いますから、ですが、やはりそこら辺が曖昧であり、きちんと決められていないということにおいて、こういうような問題が発生しましたよという課題と今後の定義という意味ですから、そこがあった、過去にあったことの実事確認を今どのようにしようかということをお話し合っても、それは仕方がないかなというふうに思っています。以上です。

○**稲田委員長** 5条4項については終結いたします。

○**土光委員** 委員長。

○**稲田委員長** どういった趣旨でしょうか、土光委員。

○**土光委員** 先ほどのことでちょっと確認、言いたい。

○**稲田委員長** ここで、その当日起きたことを、私も含めて、他の委員さんがその場に行かない、何か書面で残っているわけでもない、委員会の議題にはもうそぐわない状態になっていると私は認識しております。他の委員の皆さんは私の考えに、どうでしょうか、要はこのまま続けていくと平行線、あるいは水かけ論、言った言わないが続くということを見ます。この委員会に何か利があるものが生まれるかどうか非常に不透明。後ほど、時期は言えませんが、資料の在り方については議論することは約束しております。この状態でこの状況が続けることは、私は適正ではないと判断いたします。

改めて申し上げます。5条4項については終結いたします。よろしいでしょうか。

○**土光委員** いいですか。議論は別に終結です。ただ、議会事務局にちょっと要望、要請があります。いいですか。

○**稲田委員長** 簡潔にお願いします。

○**土光委員** はい。今の、多分陳情者の意見陳述の資料配付が認められなかったという件に関しては、事実関係、議会事務局、ちゃんと把握してると思います。これは別にこの場ではなくていいですから、後で事実関係を、議運の場でなくてもいいです、きちっと確認して報告をお願いしたいのですが、いいですか。

○**稲田委員長** 私も少し的を外れたことを言うかもしれませんが、冷静に申し上げます。

その当時のことは、記憶はしておりますが、恐らくこれをやりますとね、何時何分頃、誰がどのように言ったというようなところまで入っていくと思います。そうしないと多分白黒がつかないと思います。誤認という、あまり似つかわしくない言葉も引用されました。どこまでが誤りなのか、逆に言えばどこまでが正しいのか、もともとルールが厳密に決まっていなかったものに対してそのようなものを求められても、私は議会事務局にそれをせよと言うのは無理があると思います。したがって、土光委員の御意向は議会事務局には伝わりましたがけれども、ちょっと異例かもしれませんが、議会事務局の判断になる部分もあろうかと思えますし、これは議会事務局側から再度言われればいいと思いますけど、お約束できる部分はないのではないかと推察いたします。

松下局長。

○**松下事務局長** 今、委員長がおっしゃったように、これは実際に録音ですか記録を取ってありません。そのときに関わった職員の記憶ということになります。それを、ああだった、こうだったということで正式に議会事務局の結果というか、それはお答えすることはちょっと難しいのかなというふうに思っております。

○**稲田委員長** では、5条4項は終結いたします。

5条の2第1項に移ります。

先ほど同様ですが、記載をされた会派のほうから、まずはお願いいたします。

蒼生会、ごぞいますでしょうか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 記載のとおりで、前回と同じく機械的に割合で判断させていただきまして、B評価とさせていただいております。

○**稲田委員長** 次、土光委員。なければならぬ結構です。

○**土光委員** この整理表にも書いているのでちょっと。整理表にはこう書いてます。議会報告では、議会が報告したいことではなく、市民が知りたいこと、関心があることを取り上げることも必要。また、市民の意見を聞くための工夫をすべきである。ちょっと補足ということで、そういった意見だということですよ。

○**稲田委員長** 安達委員、ごぞいますでしょうか。

○**安達委員** 補足はありません。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 書いてあるとおりで、ちょっと評価はできないと考えております。

○**稲田委員長** 岡田委員も、こちらは記載がなかったですね。

これがB、B、A、A、対象外、対象外ときれいに分かれておりまして、なかなか着地点を見いだせない部分がありまして、それぞれ書かれている内容が何かおかしいわけでもないと思うんですけども、コロナの影響で実施できなかったという部分を、それを減点材料にすべきなのか、いや、それは致し方ないのでコロナの部分を除いて評価しましょうということも一つの評価の分かれ目かなと思います。不可抗力に入りますので、特段それに責めがあったとは思いませんけれども、例えばですが。ちょっとこのままで仮に持ち帰ったとしても、全く持ち帰りようもない状況です。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 共産党さん、政英会さんはコロナ関連があつてこちら評価なしとされてると推察するんですけど、うちはそれがあつたのでB評価とさせていただいております。公明党さん、信風さんはやることはやったのでということでA評価とされてると思うんですけど、先ほど委員長がおっしゃられたとおり、このコロナ禍での開催のするかしないかの判断っていうところが、まずどうだったのかというので評価をするのか評価をしないかというところも関わってきますと思いますので、本日こちら、委員会のほうでここの意見を統一するのか、それとも、それも含めて党派持ち帰りにするのか、ちょっとそこまで詰めていただけるとありがたいなと思いました。

○**稲田委員長** 私も同じこと、奥岩委員もおっしゃった、コロナを評価対象にどこまで入れるか、要はもう入れる入れないですね、はっきりしたほうがいいですね。コロナを入れるか入れないか。どういたしましょうか。

土光委員。

○**土光委員** 当然入れるべきだと思います。そういう状況で、できるだけ私たちは活動してきた。ただし、その活動は、この議会基本条例に照らしてみると、やはり不足だった、不十分だったということはある得だと思います。当然その評価のコメントとして、今年はこのことがあつたので十分できなかつたと、それは必要だったら記載すればいいわけで、実際どういう状況であろうとも、条文に照らして私たちはどういう活動ができたかというのを評価、コロナ禍があつたから活動できなかつた、だからA評価でいいというのは、私はそれはないと思います。

○**稲田委員長** ほか、コロナを含めるか含めないかのところで意見をいただければと思います。

今城委員。

○**今城委員** ちょっとまた違う考え方をしてしまつて申し訳ないですけども、まず、しなかつたということや、準備ももちろんなんですけど、令和2年の4月からの報告会に関しては、我々もそうですし、市民の皆さんも全く予期せぬ、知らない、分からない、どう行動するのかということも本当に判断がしかねるというような環境、状況だったと思います。また、緊急事態宣言等の発出があつたりとか、そういう様々な状況で、我々が例えば開催をしようと思つてできないことは、もしかしたらなかつたのかもしれないと思うけれども、そういう状況の中で人を集めるということが本当に妥当ですかという判断の下で、これはやれないということを決めたのであつて、我々が議会としてやらないというふうに、実施するべきでないという言い方はおかしいですけども、実施することは困難であるという意味でやらなかつた、やれなかつたというものについて、だから議会として何もしていなかつたというような評価に入れるべきなのかというのと、これはちょっと違うのではないかなと。例えば災害が起こっているのに議会報告会をやりまうとかがナンセンスであるということと同じような扱いをきちんとするべきではないかなと思つているので、当党派としては、やる、またやれる環境、状況がきちつと整つた、それは我々の問題ではなくて市民の皆さんを集めるという状況も含めて、それによって、そこに対してやってきたという事実に対しては評価をするべきという意味でA評価をしまし、コメントもなしでした。

いろんな、1年間かかつて今年、令和3年の問題としては、実は報告会という会ではな

いけれども、形を変えるということを各委員さんたちが本当に頑張ってやってくださった上で、インターネットで配信するという新たな試みも行いました。それは条文的にはないところになってくるので、どういう発表の仕方、どういう開催の仕方なのかというところ、だからこそ、そこには評価には値しないけれども、でも、議会全体としては、できない、やるべきでないという状況だったのでできなかったという以外に、新たな考えも持ちながらしたということは高く評価していいのではないかと思っているので、私はそこを入れるべきではないなと思って、省くべきだと思ってこういう評価をしたということは申し添えておきたいと思います。

**○稲田委員長** ほか、ございますでしょうか。

安達委員。

**○安達委員** 自分、法務に詳しくないんですが、いわゆるこれからこうすべき、こういうものを活動に備えなさいよ、準備しなさいよ、計画しなさいよの中で、天変地異が、その時点で予測されなかったことが、結果、活動に至らなかったという評価じゃなかったのも、先ほど議論が何点かあったと思うんですが、報告会を開会できなかったことも含めて、いわゆる活動ができなかったんだ、ゼロであったけれども、そこは開催できなかった、イエス・ノーのゼロなんだけれども、そこを含めて、さらに詳しく言いますと、人を集めないことが必要とされたので、そのことは今までの議論の中で報告会は開催できなかった、そういう意味の中で、何らかの報告事項はできたんじゃないか。それは、一人一人なのか、会派がやってきたことも含めてよしとしたところもあります。議会事務局と議論して、本来的な公民館を使った活動報告会では、議会報告会ではなかったがです。以上です。補足をするとして発言させてもらいました。

**○稲田委員長** 恐らくは、投げかけさせていただいたとおり、含んだ状態で評価するのか省いた状態で評価するのかというところで、今まだちょっと明確に、どちらかに意見を合わせることは難しいなというのが率直なところです。改めて、例えば共産党さんですと、それがもとで、もう対象外とされてますので、持ち帰りが適切、適当かどうか、ちょっと今、私の中でも、会派に持ち帰られてもまた同じ内容で返ってきた場合、ちょっとこれ決められにくいので、例えばちょっと……。

奥岩委員。

**○奥岩委員** いろいろと御意見いただいてたんですけど、今回コロナありまして、御意見もありましたとおり、災害時なのでというようなお話もありました。今後の議会運営のことも鑑みますと、できればコロナを加味した上で評価をしていただいて、今後の議会運営をどういうふうにするのだというようなところにつなげられるような評価を当委員会に出せたらいいなと思いますので、持ち帰りの際にはコロナのことを加味していただけたらと考えます。

**○稲田委員長** というのは、要はコロナの影響で中止したことがあったけれども、そこはだから評価しようがないので、そこを省いた状態で実施したものについて評価をするということよろしいでしょうか。そういう意味ですか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** コロナがありましたので、反対です、すみません、それを踏まえた上で、どういった対応を取ったかっていうところで評価をしていただけたらなと思います。それを

踏まえて、蒼生会のほう、中止せざるを得ないところが一部ございましたので、Bという評価をさせていただいております。

**○稲田委員長** 要は、コロナがあって残念ながら中止したので、中止した分も入れて評価してBになったという経緯なので、それでいきますということですね。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 今委員長がおっしゃられたとおりです。そういったところも踏まえまして、会派のほうでは評価をつけさせていただいておりますので、先ほど申し上げましたとおり、持ち帰りとされる場合は、コロナのことを加味した上での評価をしていただけるとありがたいなと考えております。

**○稲田委員長** 持ち帰りによろしいですかね。

又野委員。

**○又野委員** 共産党としては、市議団としては評価できないって出しているんですけど、先ほど皆さんの意見を聞いた上で、評価するのかもしれないのかも含めて、ちょっと持ち帰りを私たちはさせていただきたいなと思います。

**○稲田委員長** 土光委員、手が挙がっておりました。

土光委員。

**○土光委員** その評価の考え方、何を、どういう視点で評価するかということで、多分考え方が分かれてるからいろいろ意見出ると思うんですけど、つまり評価というのは、これ議会基本条例の条文の評価ですよ、つまり条文で、こういうことをするというを条文でちゃんと掲げてる。それに対して実際、この1年、何ができたかできなかった、私はそういう視点で評価をすればいいと思っています。

例えばどんだけ私たちが頑張った、頑張り度を評価する、そういった考え方もあるけど、頑張り度を評価するのではなくて、やはり条文に書かれてる、これをやります、こういったことをやりたいということに関して、何ができたか、何ができなかったか、できたかできなかったというところで評価を私はすべきだと思います。

この件でいえば、コロナ禍で実際、議会報告会やりたかったけど事情があってそれできなかった。それは、だから議会報告会できなかったんだと、だからこういった議会報告会を開催するものとするということに関しては、やっぱり評価としてはできなかったと評価を私はすべきだと思います。それがBかCか分かんないけど、ただし、その理由としてこうこうこういう理由があったというのをきちんと添えればいいのではないかと思います。

頑張り度でいうと、私はこの1年、すごく頑張ったと思います。つまり議会報告会ができないということで、新たに動画を撮って、初めての試み、広報広聴委員会で動画を撮って配信、すごく頑張りました。でも、市民から意見交換するという場には、やっぱり物足らなかった。だから頑張り度でいけば私はA評価でもいいと思うんだけど、あくまでもこの議会基本条例の評価というのは何ができたか、何ができなかったか。できたかできなかったという視点から評価をすべきだと思います。当然できなかったのは理由があると思うので、ちゃんと分かるように理由をコメントとして書けばいいのではないかと思います。

**○稲田委員長** そういたしますと、コロナを加味した状態で、ただ、加味する幅も、もう各委員さんにお任せせざるを得ないなと。私のほうでコロナは入れて、あるいは抜いてとかはもう言えないと思いますので、コロナの状況をもう一度加味して、これは減じなきゃ、

要は評価下げなきゃいけないなという考えもあれば、いやいや、そこは全くやむを得ないので抜いた状態でもありと、すみません、曖昧にして申し訳ございませんが、その両方あるんだけど、そこも踏まえてもう一度A、B、C、対象外ということで、ですから、ちょっとすみません、もう一度、ゼロにというか、最初に戻っていただいて、だからここに記載されてることと全く違うコメントが、評価が来ても、もうこれは致し方ないなとは思いますが、これは再評価をしていただくという持ち帰りをお願いしたいですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** すみません、じゃあ、再評価ということでお願いいたします。

では、次に移ります。5条2の第2項に移ります。

蒼生会は対象外ですので、よなご・未来、土光委員、何か意見ございますでしょうか。

○**土光委員** 書いてるとおりなのですが、言わんとしたいことは、例えば5条の2の第1項で、市民と意見を交換する場というか、ただ、今のこの要綱を見ると、もう議会報告会で取り上げることは、その要綱でこれとこれとこれみたいに、もう割と限定的に列挙してあります。だから、その要綱に沿ってする限りは、もうそのことをするしかないというか、でも、やはりもっと柔軟に、状況に応じて市民が知りたいと思うテーマを取り上げるとか、そういう柔軟さが私はあってもいいと思うので、だから、内容も検証し、必要に応じて改定すべきというふうに書きました。

○**稲田委員長** 次、今城委員、何かございますでしょうか。

今城委員。

○**今城委員** 書いてあるとおりですので結構です。

○**稲田委員長** 信風、安達委員。

○**安達委員** 変わりません、ありません。

○**稲田委員長** あとは、委員同士で、先ほどの記載のあるところについて質問等ございませんでしょうか。ないですね。

こちらもまた対象外とAとBに分かれております。一つあったのは、土光委員が将来に向かってという、要は現状できてる部分と今後の課題という、2つあるように私には聞き取れました。また、恐らくですが、対象外とされてる方は、要は先ほど土光委員も言われましたが、別に定めてあるので、その内容、要は定めるということなので、議長が定めるということなので、もう定まっているので、評価の対象とすべきかどうかを考えられて、すべきではないというか、対象外にされたんじゃないかなとは思っております。なので、どこに集約するか、ちょっと私も、これもまた難しいところなんです。

土光委員。

○**土光委員** 私、Bと書いたのですが、条文そのものは、要綱は議長が定めるということで、ちゃんと定めて、そのとおりにやられる、定めているので、そういった意味で、評価としてはAでもいいんじゃないかと思えます。ただ、補足の意見、付言として、その要綱は必要に応じて柔軟に、必要に応じて中身は検討したほうがいいのではないかみたいなコメントを入れていただければ、私としてはA評価でいいというふうに思えます。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** A評価等々でいきますと、あるのでA評価になるのかな、あるかないかの、

定めるか定めてないかの話ですので、100%ですのでA評価になるのかなと思うんですけど、議会報告会開催要綱を制定したのが今期ではございませんので、既にあったものですので、今回の評価をAという形ではなくて、もう既にあったので対象外とさせていただいております。

**○稲田委員長** あとは、今城委員のほうでBとつけられていらっしやいまして、そのとおりですね。その御意見にこちらがどうもこうもないんですが。

今城委員。

**○今城委員** 先ほど土光委員さんがおっしゃってたんですけども、条文に対してどういう行動をしてきたのかという部分に対して、今、蒼生会さん、奥岩さんおっしゃったとおり、制定されているものは今期どういう動きをしたのかって言われたら、それはないから評価しないという、対象にしないという、その御意見もとてもよく分かるところで、要綱を制定して、それに基づいて、それぞれの委員会とか、また広報広聴の委員会で決められたことを議運で承認しつつ開催に至っているという、そのプロセスそのものはきちんと機能しているなというふうには思っていますので、先ほど土光さんがおっしゃったみたいに、そういうプロセスとか、その条文に対してどういう行動、その定めたことに対してどういふふうに扱ったのかという判断であるといえれば、これはA評価でも構わないというか、A評価でいいのではないかなというふうには思います。

ただ、ここに書いてある内容というのは、先ほど土光委員さんがおっしゃったのとちょっと内容は違うと思うんですけども、考え方として、この開催についての、報告の内容についての捉え方というのが、実は議員間で、広報広聴委員会の中でも捉え方がちょっとずつ違ってるなという部分をいつも感じて、自分が委員だったときもそういうふうに感じてますし、また委員長として、どのような内容にしていくのかということをやるときにも、やっぱり少しずつ違ってるなという現実があるなというのは感じているところです。これは評価には一切関係ないところで、やはりこの辺の捉え方の議員間での統一ということは、今後どうしても必要になってくる場面があるのかなというのは、それは付言するかどうかは別の問題として、やっぱり感じているところではありますが、評価については皆さんおっしゃったように、今ある現状としての内容で評価するということを考えると、Aでも構わないなというふうには思っています。

**○稲田委員長** そうしますと、よなご・未来さん、それから公明党議員団さんから、BからAに歩み寄りもよしとする意見が出されましたが、ただ、蒼生会さん、それから政英会さんは対象外なものでして、こちらが……。

土光委員。

**○土光委員** 今言った、あるから、だからA評価。ただし、今期決めたわけではないから対象外。これは両方ともそうだと思います。だから私はどちらでもいいのですが、評価としては。ただ、対象外となったとしても、そういった内容は必要に応じて検証していくという文言が、対象外としても入れること、入れてもらえるなら、入れるなら対象外ということでも私は構いません。

やはりこの内容は、この1年、私、広報広聴で経験したんですけど、広報広聴委員会で議会報告会やろうとすると、やる内容はもうがちがちに決まってるんですね、もう全然工夫の余地がないというか。だから広報広聴委員会でやる内容を何か新たになって、なかなか

か難しいんです。だからやっぱりこれは議運の場であるということになると思いますけど、随時の必要に応じての検証、改正は必要だというふうに特に思ったので、広報広聴委員会を経験して。だから、そういったことを、コメントを通して対象外ということでも入れることが可能なら、私は対象外ということでも、それは構いません。

**○稲田委員長** 対象外か、前向きに捉えれば対象外であっても、コメントがしっかり残るようであれば対象外でもよいということですが、どういたしますかね、あんまり持ち帰りの件数は増やしたくないもので、特にその内容についてどうこうというよりも、入り口のところですよね、言うなれば。特に条文上、何か不適切な運用があったわけではないのは、もうこれは明らかなのは皆さん共通の認識かと思しますので、どちらをつけるか……。

門脇委員。

**○門脇委員** 特段不都合なところがあっての、この棒ではありませんので、蒼生会としてもA評価でも、会派の中では結局、どちらかというところで迷った末の今日の判断でしたので、A評価という意見も多くございましたので、今、皆さんの意見を聞きながら、A評価でお願いしたいと思います。

**○稲田委員長** そういたしますと、政英会、岡田委員。

**○岡田委員** どうぞ。

**○稲田委員長** Aでよろしいでしょうか。

**○岡田委員** はい。

**○稲田委員長** そういたしますと、皆さん、これはAで一致ということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、コメントのところは、また正副委員長等々で協議して考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

次、6条1項第1号です。では、こちらも蒼生会のほうでございませうか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** すみません、先ほどとちょっと反対な評価の仕方になって申し訳ないんですけど、A評価とさせていただきます。記載のとおりです。

**○稲田委員長** よなご・未来は対象外。公明党さんはいいですね。

信風、安達委員。

**○安達委員** 変わりません。

**○稲田委員長** 記載のとおり。

**○安達委員** はい、そうです。

**○稲田委員長** そういたしますと、A評価で、よなご・未来の土光委員、整理表は何かありましたかね、ちょっと確認しますのでお待ちください。

6の1、特に記載はないですね。土光委員のほうでは、どうでしょうか、Aが、これを対象外とされた理由をお聞かせいただきたいと思ひます。ないしは、もしAに歩み寄っていただければAということでもとは思ひますが。

土光委員、お願いいたします。

**○土光委員** 特に、そうなんじゃないみたいな感じで思ったので、A評価でも構いません。

**○稲田委員長** よろしいですか。

○土光委員 はい。

○稲田委員長 じゃあ、これはAで一致ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○稲田委員長 ありがとうございます。

同じの第2号でございます。蒼生会はなくて、よなご・未来、土光委員、ありますか。  
土光委員。

○土光委員 これもちょっと整理表にはもう少し長く書いたもので、それを読みます。反問権を使用せず、質問への回答ではなく反論をしている場面が見受けられる。議会と執行部のやり取りが活発に行われるよう、反問権を適正に使用すべきということでB評価にしました。

○稲田委員長 次、安達委員、何かございますでしょうか。

○安達委員 別段ありません。

○稲田委員長 あとは、委員間同士で何か質問ありますか。

奥岩委員。

○奥岩委員 評価なしとさせていただいてるんですけど、以前もありました、できる規定と読み解けますので、ちょっと評価が難しいなと思ひまして評価なしとさせていただいております。

○稲田委員長 こちらもAとBと対象外が混在しております。

土光委員。

○土光委員 これはもちろんできる規定で、反問権を反問しなければならないみたいなのはおかしいので、だからできる、執行部が反問権を用いて反問することができますよということで、これは割と大きな意味を持つ条文だと思います。こういった反問権をちゃんと公に認めた。だからやはりこれは適正にというか、つまり議会の中で議論を活発にするよということの趣旨でこういった条文ができたと思いますので、そういった考え方で適正に使用されているかという視点で評価を私はすべきではないかと思ひます。

私の評価は、先ほど言ったとおり、もっと反問権は活用されるべき。それから、先ほど言ったことですが、反問権を使用せずに反論する場面も私はあると思うので、きちんと反問権を使ってというふうにしたほうが、議会の議論が明確になるのではないかと思ひます。

○稲田委員長 ちょっと私があまりコメントするのはよくないかもしれませんが、お許しただけかと思ひますが、市長がする、まあ市長等ですね、ができるということに対して、もしですよ、もし議会側が何らかの制約等々をかけたということであれば、これは問題であると思ひますが、今はそのようなことはないという認識であると思ひしております。事実、実績は2回、市長も反問権を使われております。

これが、我々がどこまで、要は市長等の意思の問題ですよ、するしないというのは。すべきであるとは書いてありません、することができるでありますので、もっと活用すべきという意見としては当然成立するのではないかと思ひますが、もう一回立ち返りますと、やっぱり市長は許可を得て反問することができる、要は市長が反問することに対して適切に手続が行われたかという部分に視点を合わせていただひて評価をしていただひければと思ひますが、どうでしょうか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** すみません、先ほど申し上げましたとおり、できる規定というふうな読み方で評価対象外というふうにさせていただいておりますので、前回もありました、同様にできる規定と読み解かせていただいたところを会派持ち帰りという形にさせていただいておりますので、可能でしたら持ち帰って会派のほうで評価をするのか対象外とするのか、再度検討させていただきたいと考えます。すみません。

○**稲田委員長** 持ち帰りの希望がございました。

では、持ち帰りによろしい、ほかに意見がなければ。

持ち帰り際には、対象外も含めて持ち帰りによろしいですね。要はまた対象外とAとBが混在する状態ではなかなか、次がちょっと進めるのが難しいものですから。

要はAとB、土光委員のほうでBがもう譲れない状況でしょうか。

土光委員。

○**土光委員** つまりBが譲れないのは、Aは駄目だという意味ですか。そういう意味で聞いてるんですか。

○**稲田委員長** はい、そういう意味で聞いております。

○**土光委員** やはり私はAではなくてB。というのは、理由は今言ったとおりで、これ反問権できる規定で、ただ、あまりやはり使われていないと思います。2つしかね。なぜ使われないかということに関して、一つは、執行部にとって、市長以外も当然反問権使えますから、反問権使うということが何かすごい出来事みたいな感じで思ってるので、気軽に反問権が使えるような雰囲気じゃないような状況なので、それはもっと反問権は、気軽という言い方はちょっと軽いかもしれませんが、使っていいんだよというのを議会としても保障しますよという運営の仕方をしてもいいのではないかと。だからそういう運用とか何か、もっとこの条文を活用できるような運用、運営をしたほうが良いということではなくて、そういった課題があるということでAではなくてBというふうに思っています。

つまり、議会の質問は、執行部は聞いたことに答弁義務、質問には答える義務があるわけですね。逆に言うと、答える以外は、それ以外は自分の意見とか、聞いたこと以外の意見、長々しゃべるのは、それはおかしいわけです。でも、それでは一方的なので、反問権という権利をちゃんと保障して、執行部等にも、質問の意図が分からなければちゃんと聞くとか、そういったことに関して中身で反論するとか、そういったことをきちんと認めますよ、そのことによって議会の議論が活発になりますよ、緊張感が生まれますよという趣旨だと思いますので、なかなかそういった趣旨になるような運用がいま一步ではないかと思うからAではなくてBということです。

○**稲田委員長** はい、分かりました。

今城委員。

○**今城委員** すみません、一度確認を事務局の皆さんに。

反問権というものは、何のために、どういう場面で使われるのかが、ちょっと私、土光委員さんと受け止め方が違うなというふうに思っているんですけども、そもそもの反問権というものをどの場面でどのように使うというふうになっているのかを、ごめんなさい、今日、そこで話になると思っていなかったもので、自分としてはもう一度確認をさせていただきたいと思っているんですが。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** 反問権についてでございますけれども、事務局の認識としましては、本会議ですとか委員会におきまして、議員さんの質問に対して、その趣旨ですとか根拠、不明な点などを確認する、聞き返すという、どういう意味ですかというのを聞き返したり、あるいは反対の意見を述べられたりという、それが反問権だというふうに認識をしています。これについては当然、議長なりの許可を得て発言をするということになっておりますので、そういう認識であります。

○**稲田委員長** ちょっと待ってください。手元に議会基本条例の逐条解説がございます。私がちょっと読み上げさせていただきます。

第2号は、この条文ですね、第2号は、これまでは議員は質問する人、市長等は答える人でしたが、より活発な政策論議を行うため、議員の質問に対し市長等から逆に質問（反論、質問の不明な点、その趣旨、根拠の確認）をすることができることとしておりますと記載されております。以上です。

今城委員。

○**今城委員** 私もそのように認識して、やはりそうだったなというふうに思っています。その質問、逆に言うと、反問を使うという場面というところとかってというのが、活発な議論というのは当然そうだとするに規定もされてますけれども、もう一つ違う角度から考えると、要するに議員側がきちんとした根拠がないことをしゃべっていたりとか、もしくはきちんとした、内容が妥当でないというようなことを質問したりとか、または当局側が話をしていることについて、自分は違うんだということをずうっと、論調としてそういうふうにしていくというところで、それは違うんですということを当局側が言ったりとかする場面で使われるべきものだとは私は認識しているところで、反問権を乱発するという言い方は変ですけども、乱発したことが正しい議論とか活発な議論につながるというよりは、むしろきちんとした質問や根拠のある質問をすれば反問権を使う必要がないのではないかなというふうに、そういうものを使わなくても議論がきちんとしていけるのではないかなというふうに思っています。それは評価とは全く関係ないところで、そういう認識をしまして、これは先ほど奥岩委員さんもおっしゃったみたいに、できる規定であるということで、それを委員長もさっきおっしゃったように、それを議会側がさせないということは一切していないというのが評価としての内容になると私たちは思っていたので、そういう意味でコメントもなしのA評価というふうにしましたということを申し添えたいと思います。以上です。

○**稲田委員長** 意見ありがとうございます。これは持ち帰りということにさせていただき、これも、ほかもそうですけど、A、B、対象外と混在している場合もございますので……。

ということで、評価の今日の工程はこの条文までとしたいと思います。7条から後ろは、また次回の機会にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

冒頭申し上げましたことを確認で繰り返しお伝えいたします。最終の16条のところまで行って、持ち帰ったものはその後の回で進めていきますので、ひとまずは最後までいきますので、よろしく願いいたします。

なお、持ち帰った後、要は2回目の審議に入った際には、なかなか一つの意見に、要はA、B、C、対象外に、どこかには終着しなきゃいけませんものですから、状況によって

は手挙げ方式で決めさせていただく場合もありますので御了承いただきたいと思います。

ここまでで評価表が終わりでございます。

評価表については以上といたしますが、よろしいですね。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、用意したものは以上でございます、その他として、私のほうから、まず1点目でございます。前回、土光委員からパブリックコメントについての投げかけがございました。今日に至るまでに、要は前回持ち帰りにした部分は、今日は取り扱いませんということにして、ちょっと紛らわしくなっていました。今日の時点で土光委員から投げかけのあったパブリックコメントについて、各委員から意見が表明できる準備ができていれば今からいたしますし、ちょっとその辺の伝達上の行き違いがあって、いや、今日それを想定してなかったということであれば、次の回で行いたいと思いますが、今日ちょっとまだ拙速で、時間が欲しいという会派の方、いらっしゃいますか。

分かりました。いらっしゃったので、そういたしますと、この評価表の議論を次は10月1日の閉会後の委員会で行いますので、その際にパブリックコメントについて、前回、土光委員の投げかけのあったものについては各委員の皆様から意見を頂戴して決めたいと思いますので、準備のほど、よろしく願いいたします。

私から、今日準備したものは終わりました。

委員の皆様から、ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ないですね。

議長、副議長、ございますか。

〔「ありません」と岩崎議長〕

**○稲田委員長** では、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

**午前11時28分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 稲 田 清